オセアニアにおける死刑

永　田　憲　史

目　　次

1　概　　況
2　トンガ王国における死刑
3　パプアニューギニア独立国における死刑

1　概　　況

オセアニアは，一見すると，「非死刑化」が世界の中で最も進んでいる地域である。

地域内最大の国家であるオーストラリア連邦では，連邦レベルで1973年死刑廃止法（Death Penalty Abolition Act 1973）[1] が制定されて死刑が廃止されたほか，前後して各州及び特別地域でも死刑が廃止された[2]。最後まで死刑を存置していたニューサウスウェールズ州においても，1985年犯罪（死刑廃止）修正法（Crimes（Death Penalty Abolition）Amendment Act 1985）[3] 及び1985年雑法（死刑廃止）修正法（Miscellaneous Acts（Death Penalty Abolition）Amendment Act 1985）[4] が1900年犯罪法（Crimes Act 1900）[5] 等の死刑に関する規定を削除し[6]，死刑を廃止した。さらに，連邦法である2010年犯罪立法

1）　No. 100, 1973.

2）　この状況については，Lennan, J. et al., The Death Penalty in Australian Law, *34 Sydney Law Review 659* (2012), pp. 668-683 が詳しい。

3）　No. 58, 1985.

4）　No. 59, 1985.

5）　No. 40, 1900.

6）　s 2, Schedule 1 Crimes（Death Penalty Abolition）Amendment Act 1985 etc.

修正（拷問禁止及び死刑廃止）法（Crimes Legislation Amendment（Torture Prohibition and Death Penalty Abolition）Act 2010）[7)]は，連邦だけでなく州及び特別地域においても死刑を禁止することを定めた[8)]。

ニュージーランドでも，1989年死刑廃止法（Abolition of the Death Penalty Act 1989）[9)]によって，1961年犯罪法（Crimes Act 1961）[10)]の死刑に関する規定[11)]等が削除され[12)]，死刑が廃止された。

10年ほど前の2007年初頭にオセアニアにおいて死刑を規定している国家・地域は，クック諸島（Cook Islands），フィジー共和国（Republic of Fiji），ナウル共和国（Republic of Nauru），トンガ王国（Kingdom of Tonga），パプアニューギニア独立国（Independent State of Papua New Guinea）の５つの国家と地域であった。クック諸島，ナウル，トンガ，パプアニューギニアの４つの国家と地域は，通常犯罪に対して死刑を規定していた。これらに対し，フィジーは，2002年刑法典（修正）法（Penal Code（Amendment）Act 2002）[13)]によって，刑法典（Penal Code）[14)]に規定された通常犯罪に対する死刑に関する規定を改正し[15)]，通常犯罪に対する死刑を廃止して軍事犯罪にのみ死刑を残していた。もっとも，各国における最後の死刑執行を見ると，フィジーにおいては独立前の1964年[16)]，トンガにおいては1982年[17)]，パプアニューギニアにお

7） No. 37, 2010.

8） Schedule 2 Crimes Legislation Amendment（Torture Prohibition and Death Penalty Abolition）Act 2010.

9） 1989 No 119.

10） 1961 No 43.

11） ss. 14-16, 74 (1) Crimes Act 1961.

12） ss. 2-9 Abolition of the Death Penalty Act 1989.

13） Act No. 5 of 2002.

14） Cap 17 Laws of Fiji［Revised Ed. 1985］.

15） ss. 2 (1), 3 Penal Code (Amendment) Act 2002.

16） Amnesty International Canada, Great news! Fiji abolishes the death penalty (March 16, 2015). Available at : http://www.amnesty.ca/blog/great-news-fiji-abolishes-death-penalty［Accessed 17 March 2017 ; hereinafter omitted］.

17） The Death Penalty Worldwide Database. Available at : <http://www.deathpenaltyworldwide.org/country-search-post.cfm?country=Tonga>.

いては独立前の1954年であった[18]。また，クック諸島における死刑執行は確認されておらず，ナウルにおける死刑執行は1968年の独立以来なされていなかった[19]。従って，いずれの国家と地域においても，死刑執行が少なくとも30年以上なされておらず，「事実上の死刑廃止国」であった。

もっとも，オセアニアの死刑廃止国において，死刑を導入又は復活させようとする動きが全くなかったわけではない。2009年には，ソロモン諸島（Solomon Islands）において[20]，犯罪の増加が続くことを理由に死刑を導入すべきとする国会議員の動きが見受けられた。これに対して，同国の検事総長（Attorney General）は，死刑を導入すれば，国際的な人権問題となってしまうと警告を発している[21]。こうした理解もあって，ソロモン諸島においては，死刑を導入しようとする動きは強まらず，これまでのところ，死刑は導入されていない。

死刑を導入しようとする動きがより強く見受けられたのは，キリバス共和国（Republic of Kiribati）である[22]。独立以来，死刑を導入したことがなかった同国では，2014年，刑法典[23] の規定する刑罰に死刑を加える改正案が上程された。同国では，改正案が上程される直前に，夫又は元夫によって５人の女性

18） Amnesty International, Papua New Guinea : The State as Killer? (2004), p. 2. Available at : <https://www.amnesty.org/en/documents/ASA34/001/2004/en/> ; The Death Penalty Worldwide Database. Available at : <http://www.deathpenaltyworldwide.org/country-search-post.cfm?country=Papua+New+Guinea>.

19） Hands Off Cain. Available at : <http://www.handsoffcain.info/bancadati/schedastato.php?idcontinente=8&nome=nauru>.

20） ソロモン諸島の刑事司法制度及び刑事制裁については，拙稿「ソロモン諸島、キリバス共和国及びツヴァルの刑事制裁」関西大学法学論集58巻５号（2009）16頁以下参照。

21） Solomon Islands warns against death penalty (20 August 2009), Pacific Islands News［hereinafter *PACNEWS*］. Available at : <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=1305192834a8ca6f23450f969b2638>.

22） キリバス共和国の刑事司法制度及び刑事制裁については，拙稿・前掲注（20）参照。

23） Cap 67 Laws of the Gilbert Islands Revised Edition 1977. ギルバート諸島は，1977年にイギリスから自治権が与えられ，1979年に憲法を制定してキリバス共和国として独立した。Tsamenyi, M., Kiribati, In : Ntumy, M. A. (General Ed.), *South Pacific Islands Legal Systems* (University of Hawaii Press, 1993), pp. 75-76.

が殺害されたことが国民の重大な関心事となっており，アンテ・トン（Ante Tong）大統領（当時）は，殺人の抑止のために死刑を導入すべきとしていた[24)]。トン大統領は，改正案を国民投票にかけることも視野に入れていることを示唆し，死刑導入を目指した[25)]。

この改正案は，立法議会の第一読会を通過した。第二読会の審議を前に，法案に関する公聴会が首都タラワを含むキリバス各地で実施された[26)]。この改正案に対して，野党の党首は，誤判を理由に慎重に進めるべきであると警告していた[27)]。聖職者の反発は非常に強く，キリバス教会評議会（Kiribati council of Churches）の会長は，殺人の抑止には教育こそが必要であって，死刑では殺人を抑止できないとして反対した[28)]。また，就任したばかりのキリバス連合教会（Kiribati Uniting Church）の長も懸念を示した[29)]。こうしたこともあって，国民の多くが死刑の導入に反対し，より長期の拘禁刑とその執行において保安レベルを高めることを望んでいたとされる[30)]。結局，反対の声が強かったせい

24） Kiribati proposes death penalty (2 September 2014), Radio New Zealand [hereinafter *RNZ*]. Available at: <http: //www. radionz. co. nz/international/pacific-news/253552/kiribati-proposes-death-penalty>.

25） Kiribati considering referendum on the death penalty (8 September 2014), *PACNEWS*. Available at: <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=1568497078540e7ac2356200aacc2f>.

26） Public consultation on Kiribati death penalty bill (29 October 2014), *RNZ*. Available at: <http: // www. radionz. co. nz/ international/ pacific- news/ 258093/public-consultation-on-kiribati-death-penalty-bill>.

27） Kiribati proposes death penalty, *RNZ, supra* note 24.

28） Kiribati churches mobilise against death penalty (8 September 2014), *RNZ*. Available at: <http: // www. radionz. co. nz/ international/ pacific- news/ 254021/kiribati-churches-mobilise-against-death-penalty>.

29） More church opposition to Kiribati death penalty plan (18 September 2014), *RNZ*. Available at: <http: //www. radionz. co. nz/international/pacific-news/254934/more-church-opposition-to-kiribati-death-penalty-plan>.

30） Public want longer prison sentences in Kiribati (1 December 2014), *RNZ*. Available at: http: // www. radionz. co. nz/ international/ pacific- news/ 260647/public-want-longer-prison-sentences-in-kiribati; Radio Kiribati editor sacked over ‘unbalanced’ reporting (29 April 2015), *RNZ*. Available at: <http://www.↗

か，死刑の導入はいったん見送られた。しかし，2015年になると，改正案の報道が不完全でバランスを欠いていたとして，ラジオキリバス（Radio Kiribati）の編集長が解雇される事件が発生し，改正案に関する報道が政府に批判的な内容であったためではないかと疑われる事態となるなど[31]，死刑導入に固執するトン政権の強い姿勢が窺われた。しかし，2016年の大統領選挙において，野党候補のターネス・マーマウ（Taneti Maamau）が当選した[32]。これにより，当分の間，死刑導入に向けた動きは鎮静化するものと思われる。

一方，オセアニアでは，３つの国家と地域で死刑が廃止された。クック諸島では，1969年犯罪法（Crimes Act 1969）[33] が内乱罪（treason）の法定刑として唯一死刑を規定していたところ[34]，2007年，2007年犯罪修正法（Crimes Amendment Act 2007）[35] によって内乱罪の法定刑を死刑から無期刑に改める等して[36]，死刑を廃止した。

また，2015年２月，フィジーでは，2015年フィジー共和国軍（修正）法（Republic of Fiji Military Forces (Amendment) Act 2015）[37] によって，フィ

↘radionz.co.nz/international/pacific-news/272356/radio-kiribati-editor-sacked-over-%27unbalanced%27-reporting>.

31） Radio Kiribati editor sacked over ‘unbalanced’ reporting, *RNZ, supra* note 30. 解雇はメディアの自由への攻撃であると批判された。Sacking of Radio Kiribati editor ‘attack on media freedom’ (29 April 2015), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/272393/sacking-of-radio-kiribati-editor-‘attack-on-media-freedom’>.

32） Taneti Maamau declared new president of Kiribati (10 March 2016), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/298579/taneti-maamau-declared-new-president-of-kiribati>.

33） 1969, No. 20.

34） s. 76 (1) Crimes Act 1969.

35） 2007, No. 28.

36） s. 2 Crimes Amendment Act 2007.

37） Act No. 2 of 2015. フィジーでは，2006年に国軍司令官によるクーデタが発生し，2011年にはフィジー諸島共和国からフィジー共和国へ国名が変更された。また，2013年に新憲法が公布された。フィジーの憲法を取り巻く状況の変化については，東裕『太平洋島嶼国の憲法と政治文化――フィジー1997年憲法とパシフィック・ウェイ――』（成文堂，2010），同「フィジー2013年憲法の成立と特徴――政府草↗

ジー共和国軍法（The Republic of Fiji Military Forces Act）[38] へ軍法会議に死刑を科す権限がないとする規定[39] が挿入されるとともに[40]，死刑に関する規定[41] が削除される等して[42]，完全な死刑廃止国となった。

さらに，2016年５月には，ナウルでは，犯罪と刑罰に関する従来の規定を全面的に刷新する2016年犯罪法（Crimes Act 2016）[43] によって，刑罰として死刑が規定されなくなるとともに[44]，各犯罪類型の法定刑から死刑がなくなり，死刑廃止国に転じた。

かくして，オセアニアにおいて，死刑を規定している国家は，トンガとパプアニューギニアの２か国となった。前述のように，両国とも，「事実上の死刑廃止国」に分類されているものの，その状況は相当異なる。トンガでは，死刑執行を再開する動きはほぼないと言ってよい状況にある。一方，パプアニューギニアでは，2013年にこれまで規定されていた絞首刑以外に４種類の新たな執行方法が追加されるなど，死刑執行再開に向けて法改正がなされている。

本稿では，トンガとパプアニューギニアの死刑に関する規定及び死刑を取り巻く状況について紹介することとしたい。

↘案からの修正点を中心に――」パシフィックウェイ143号（2014）14頁以下，野原稔和「2013年フィジー共和国新憲法の特徴――憲法の変遷を中心として――」公共政策志林３号（2015）163頁以下が詳しい。

38） Cap 81 Laws of Fiji［Revised Ed. 1985］. もともとの法律名称は，王立フィジー軍法（Royal Fiji Military Forces Act）であった。フィジーは1970年にイギリスから独立し，1987年に離脱するまでイギリス連邦に加盟していた。その後，1997年にイギリス連邦に再加盟している。

39） s. 23 (2) (bb) The Republic of Fiji Military Forces Act.

40） s. 2 Republic of Fiji Military Forces (Amendment) Act 2015；

41） ss. 31 (4), 38 The Republic of Fiji Military Forces Act.

42） ss. 3, 4 Republic of Fiji Military Forces (Amendment) Act 2015；

43） Act No. 18 of 2016.

44） s. 277 Crimes Act 2016. ナウル共和国の刑事司法制度については，拙稿「ナウル共和国における拘禁刑の代替策」関西大学法学論集57巻６号（2008）93頁以下，97-99頁参照。

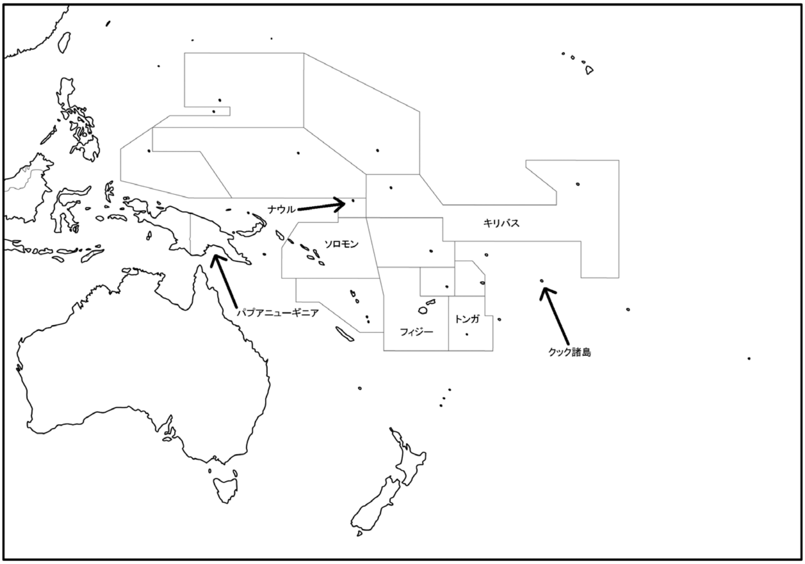

オセアニア地図[45)]

2　トンガ王国における死刑

(1)　概　　要

トンガ王国では，最も重い刑罰として死刑が規定されている[46)]。憲法上，残虐な刑罰を禁止する規定はなく，死刑が残虐な刑罰に当たることをもって違憲であるとの主張はなされえない。

死刑が法定刑とされている犯罪類型は，内乱罪（treason）と謀殺罪（murder）である[47)]。刑事裁判手続は，貴族，平民，さらに軍人の別なく共通である[48)]。

死刑の執行方法は，絞首刑とされている[49)]。

45）「三角形」（http://www.freemap.jp/）が提供する白地図を加工した。
46） s. 24 (1) (e) Cap 18 Laws of Tonga［1988 Ed.］.
47） ss. 44, 91 (1) Cap 18 Laws of Tonga［1988 Ed.］.
48） Arts. 4, 21 Constitution of Tonga.
49） s. 33 (1) Cap 18 Laws of Tonga［1988 Ed.］.

⑵ 死刑の言渡し

死刑の言渡しが禁止される類型が2つある。いずれの場合も，最も重い刑は，無期刑となる。

第一に，15歳未満の者に対する死刑の言渡しは禁止されている[50)]。

第二に，死刑を法定刑とする犯罪で有罪認定された女性が妊娠していると判明した場合にも，死刑を言渡すことはできない[51)]。

死刑を法定刑とする犯罪で有罪認定がなされた女性が妊娠していると疑われる場合，又は死刑を法定刑とする犯罪で有罪認定された女性を審理する裁判所が妊娠しているか否かを明らかにする命令を出すことを相当と思料する場合，量刑が言渡される前に陪審によって当該女性の妊娠の有無が判断されなければならない[52)]。妊娠の有無は，当該女性側及び検察官から提出された証拠に基いて判断されなければならず，当該女性が妊娠していることが断定的に証明されなければ陪審は当該女性が妊娠していないと認定しなければならない[53)]。この陪審は，当該女性に対する有罪認定を行った公判の陪審でなければならない[54)]。陪審員が有罪認定後に死亡した場合，又は陪審員を続けることができない疾病若しくはその他の理由のために裁判所によって陪審員が解任された場合，妊娠の有無の判断は残余の陪審員によって続行される[55)]。陪審員が全員死亡した場合，当該女性が妊娠しているか否かについて陪審が合意に達しない場合，又は当該女性が妊娠しているか否かについての評決がなされないまま裁判所によって陪審が解任された場合，別途陪審員が選任されて陪審が新たに構成される[56)]。

50） s. 91 (1) Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.].

51） s. 40 Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.].

52） s. 41 (1) Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.].

53） s. 41 (3) Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.].

54） s. 41 (2) Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.]. 公判において既に宣誓していることから，妊娠の有無を判断する際に陪審員が再度宣誓する必要はない。

55） s. 41 (2) (a) Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.].

56） s. 41 (2) (b) Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.]. この場合，陪審員には，裁判所が指示する方法において宣誓が求められる。

⑶　死刑執行に向けた手続

上訴裁判所長官（Chief Justice）は，死刑判決が宣告された後速やかに，枢密院（Privy Council）への具申のために，当該事件について適切であると思料することができる勧告又は意見を含む報告書とともに公判において得られた証拠の記録を首相に送付しなければならない[57]。ここで，上訴裁判所（Court of Appeal）はトンガの司法制度における最上級審であり，上訴裁判所長官は上訴裁判所の長である[58]。また，枢密院は，内閣，州知事，通例フィジー共和国やニュージーランドなどの国籍を有するその他の者から構成される国王の輔弼機関である[59]。

枢密院は，かかる報告書及び証拠を精査する。その結果，枢密院の同意に基づいて，国王の名において，死刑を無期刑に減刑することができる[60]。

枢密院が死刑執行を是認すると，その同意に基づいて，国王によって死刑執行の勅裁（assent）が署名され，これにより，死刑が執行されることが確定する[61]。枢密院は国王の勅裁の署名を受けて，その旨を警察大臣（Minister of Police）に書面で伝達する[62]。これは，警察大臣又は枢密院が任命するその他の官吏の指示の下に死刑が執行されることとなっているためである[63]。

警察大臣は，その後直ちに死刑執行のためのあらゆる必要な手段を速やかに採る[64]。また，枢密院は，執行におけるあらゆる濫用的取扱いを防ぎ，執行に

57）　s. 34 Cap 18 Laws of Tonga［1988 Ed.］.

58）　Arts. 85, 91 Constitution of Tonga. トンガ王国の刑事裁判制度については，拙稿「トンガ王国の刑事制裁」関西大学法学論集56巻4号（2006）75頁以下，81-83頁参照。See Powles, G. Tonga, In : Powles, G. et al., *Pacific Courts and Legal Systems* (University of the South Pacific in association with the Faculty of Law, Monash University, 1988), pp. 350-351 ; Powles, C. G., Tonga, In : Ntumy, *supra* note 23 at 322-323, 331-332 ; Care, J. C. et al., *Introduction to South Pacific Law 3rd edition* (Palgrave Macmillan, 2011), pp. 352-356.

59）　Art. 50 Constitution of Tonga.

60）　s. 33 (3) Cap 18 Laws of Tonga［1988 Ed.］.

61）　s. 33 (2) Cap 18 Laws of Tonga［1988 Ed.］.

62）　Regulation 3 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.

63）　s. 35 Cap 18 Laws of Tonga［1988 Ed.］.

64）　Regulation 3 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.

より厳粛さをもたらし，執行が実施されるという事実を刑務所外に知らしめるために，執行において便宜であると考えられる遵守されるべき規則を必要があれば制定することができ[65]，犯罪（死刑判決）規則（Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations）を定めている[66]。

⑷ 執行の準備

死刑は，被執行者が判決を言渡された地区を管轄する刑務所又は警察大臣がその裁量において指示する他の刑務所において執行される[67]。

執行は，警察大臣の指示の下で行われる[68]。警察大臣は，執行のためにあらゆる命令を発し，適切と思料する指示を行う権限を有する[69]。刑務所職員は，執行が適切になされるよう警察大臣の指示に従わなければならない[70]。

執行のための設備及び刑具は執行のたびに組立てられることになっている。この組立ては，警察大臣と協議の上，公共作業局（Department of Public Works）が担当する[71]。公共作業局は，執行が刑務所の被収容者や公衆の目に触れないように設備及び刑具を組立てるよう留意しなければならない[72]。

警察大臣は，執行のための設備及び刑具の組立て等のあらゆる必要な準備が適切に整ったと確信した後速やかに，刑務所の担当職員に執行日時を通知する[73]。

警察大臣は執行の遅くとも24時間前までに，執行場所及び執行日時について，執行場所である刑務所が所在する地区を管轄する治安判事（magistrate），健

65） s. 39 Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.].

66） Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.] Subsidiary Legislation, Section 39 (Made by the Queen in Council on 24th June, 1955) (G. S. 143/55).

67） Regulation 4 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.

68） Regulation 2 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.

69） Regulation 2 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.

70） Regulation 10 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.

71） Regulations 6, 8 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.

72） Regulation 6 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.

73） Regulation 9 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.

康局長（Director of Health），及び犯罪者が信奉する宗教組織の長に対して，犯罪者が教会の信者であること及び教会の聖職者の執行への立会いの希望を表明しているか否かを書面により通知する[74]。

この通知を受けて，治安判事は，執行後の審問検死（inquest）の実施のためのあらゆる必要な手段をとる[75]。

刑務所職員は，執行日における円滑な死刑執行のため，刑務所内の受刑者の移動についての指示，並びに公衆の刑務所内への立入りについて必要及び適切と思料される許可を与えることができる[76]。

(5) 執　　行

死刑は，原則として月曜以外の平日の午前8時に執行される[77]。警察大臣が他の時刻又は他の曜日に執行することが必要であると思料する特別の理由がある場合，他の時刻又は他の曜日に執行することができる[78]。

執行の前に，犯罪者は警察大臣の指示に従って，拘束され，目隠しをされる[79]。

執行に立会って証人となるのは，① 警察大臣又は同大臣が代理のために指名した者，② 健康局長又は同局長が指名したその他の医官，③ 刑務所長又は警察大臣が指名したその他の刑務所職員，④ 犯罪者が信者となっている宗教組織の長によって推挙され，枢密院が承認した聖職者，⑤ 警察大臣によって指示された警察職員である[80]。

74） Regulation 11 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.
75） Regulation 14 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.
76） Regulation 13 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.
77） Regulation 5 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.
78） Regulation 5 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.
79） Regulation 15 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.
80） s. 35 Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.]; Regulation 12 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.

(6) 執行後の取扱い

執行後直ちに刑務所の礼拝堂の鐘が葬儀のために鳴らされる[81)]。また，当日の日没まで刑務所の正門の旗が半旗にされる[82)]。

執行後速やかに，被執行者の遺体は医官によって検査される[83)]。この医官は，被執行者の死亡を確認して証明書に署名し，警察大臣に同証明書を提出する[84)]。警察大臣又は枢密院が任命するその他の官吏は，死刑が執行された旨の宣明書に署名する[85)]。

執行場所である刑務所が所在する地区を管轄する治安判事は，執行後24時間以内に被執行者の遺体の審問検死を実施させる[86)]。この審問検死は陪審が行うこととされており，遺体が判決を受けた者と同一であるのか，及び，死刑が適切に執行されたのかを確認する[87)]。

審問検死が終了すると，遺体を埋葬することとなる。被執行者の遺体の埋葬場所は，法律上，枢密院が封緘をした書面で指定することとされている[88)]。もっとも，規則においてこの規定が読み替えられ，執行がなされた刑務所の敷地内で警察大臣が指示した場所に埋葬されることとなっている[89)]。

執行後，執行に要した刑具は公共作業局によって解体され，警察大臣が指示する場所に保管される[90)]。かかる解体及び保管についても，警察大臣は公共作

81） Regulation 16 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.
82） Regulation 16 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.
83） s. 36 Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.].
84） s. 36 Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.].
85） s. 36 Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.].
86） s. 37 (1) Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.].
87） s. 37 (1) Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.]. 刑務所の職員又は当該刑務所に拘禁されている受刑者はいかなる場合であっても審問検死の際に陪審員となることはできない。s. 37 (2) Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.].
88） s. 38 Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.].
89） Regulation 17 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations. この規定は，規則の条文上，s. 38 Cap 18 Laws of Tonga [1988 Ed.] に従った埋葬場所の指示であると明示されている。
90） Regulation 7 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.

業局と協議して行うこととされている[91)]。

警察大臣の判断において月曜以外の平日の午前８時でない日時に執行した場合，警察大臣は，執行後，可及的速やかに，執行日時及び原則通り執行しなかった特別の理由について枢密院に対し書面で伝達しなければならない[92)]。

(7) 分　　析

トンガ王国では，国王の勅裁がなければ死刑執行ができず，国王が死刑を無期刑に減刑できるとされており，国王の権限が大きいのが特徴である。トンガ王国は，他の南太平洋地域の国家とは異なって完全に植民地化されることはなく，内政権のほとんどを維持したという歴史を有している立憲君主国である[93)]。憲法上，国王は神聖なものとされ[94)]，陸海の軍隊の最高司令官である[95)]。また，国王の署名なくして法律は有効とならない[96)]。さらに，国王は，枢密院の同意に基づき，裁判所によって言渡された判決に対して恩赦を行う権限を有しており，有罪判決の言渡しの効力を失わせ，言渡された刑罰の全部又は一部を減免することができる[97)]。死刑執行に至る重大な局面において，死刑を無期刑に減刑する機会を設けることで，国王の恩赦の大権を保障するとともに，死刑執行を慎重になさしめる規定となっている。

死刑執行が非公開とされる一方，執行後の審問検死を陪審が行うなど，執行が真になされたのか，また，その執行が適正になされたかを国民がチェックする手続が整えられていることは注目に値する。

91） Regulation 8 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.
92） Regulation 5 Criminal Offences (Sentence of Death) Regulations.
93） Powles, *supra* note 23, at 315-316.
94） Art. 41 Constitution of Tonga.
95） Art. 36 Constitution of Tonga.
96） Art. 36 Constitution of Tonga.
97） Art. 37 Constitution of Tonga.

3　パプアニューギニア独立国における死刑

⑴　概　　況

パプアニューギニアでは，前述のように，1954年に死刑執行がなされた後，執行は行なわれず，事実上の死刑廃止の状態にあった。国際連合の信託統治を受けていた1970年に施政権者であるオーストラリアによって死刑が廃止されると[98)]，パプアニューギニアが1975年に独立した後も，しばらくの間，死刑が再導入されることはなかった。

しかし，1991年刑法典（修正）法（Criminal Code (Amendment) Act 1991）[99)]により[100)]，殺人（wilful murder）に対する法定刑として死刑が規定され，死刑が再導入されることとなった[101)]。その後，現在に至るまで，最も重い刑罰として死刑（death）が規定されている[102)]。

死刑が法定刑とされている犯罪類型は，前述の殺人罪のほか，内乱罪，海賊行為（piracy）による致傷等に限定されている[103)]。

パプアニューギニア憲法においては，生命権が規定されているものの[104)]，死刑執行による場合は例外的に生命権が保障されないとの明文がある[105)]。また，身体的又は精神的な拷問，残虐な，非人道的若しくは人間に固有の尊厳の点から相容れない取扱い又は刑罰は禁止されているものの[106)]，死刑それ自体はこれらに当たらず，死亡に至る方法又は事情により違憲とされるにすぎない

98)　Amnesty International, *supra* note 18, at 3. オーストラリアの1973年死刑廃止法は，パプアとニューギニアには原則として適用されないと規定していた。s 3 (3) Death Penalty Abolition Act 1973.

99)　No. 25 of 1991.

100)　s 2 Criminal Code (Amendment) Act 1991.

101)　s 299 (2) Criminal Code Act 1974 (No. 78 of 1974).

102)　s 18 (a) Criminal Code Act 1974.

103)　ss 37, 81 (2), 82 Criminal Code Act 1974.

104)　Art 35 Constitution of the Independent State of Papua New Guinea.

105)　Art 35 (1) (a) Constitution of the Independent State of Papua New Guinea.

106)　Art 36 (1) Constitution of the Independent State of Papua New Guinea.

との明文がある[107]。それゆえ，パプアニューギニアにおいては，死刑執行方法が適切であるかが問われることになる。

そして，死刑の執行方法は，絞首刑のみとされてきた[108]。

(2) 死刑の言渡し

法定刑を死刑とする犯罪の第一審は，国家裁判所（National Court）[109] で行なわれる[110]。国家裁判所における審理は，単独又は合議によるとされているものの[111]，単独でなされるのが通例である[112]。国家裁判所の判決に対する上訴審は，最高裁判所（Supreme Court）[113] で行なわれる[114]。最高裁判所は，終審とされている[115]。

法定刑が死刑とされている場合であっても，明文で禁止されていない限り，終身刑（imprisonment for life）又はより軽い拘禁刑に減軽されうる[116]。

また，内乱又は殺人（willful murder）以外の死刑を法定刑とする犯罪によって有罪認定された場合で，その事件の情状から死刑を減軽するのが適切であるとの所見を裁判所[117] が有しているとき，裁判所は，適切と思料するので

107) Art 36 (2) Constitution of the Independent State of Papua New Guinea.

108) ss 597, 614 (1) Criminal Code Act 1974.

109) Arts 155 (3), 163-167 Constitution of the Independent State of Papua New Guinea; National Court Act 1975 (No. 98 of 1975).

110) Art 166 (1) Constitution of the Independent State of Papua New Guinea.

111) Art 166 (3) Constitution of the Independent State of Papua New Guinea.

112) Doubts over PNG judicial system's ability to handle death penalty (30 April 2013), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/211841/doubts-over-png-judicial-system's-ability-to-handle-death-penalty>.

113) Arts 155 (2), 160-162 Constitution of the Independent State of Papua New Guinea; Supreme Court Act 1975 (No. 104 of 1975).

114) ss 4, 22 Supreme Court Act 1975.

115) Art 155 (2) (a) Constitution of the Independent State of Papua New Guinea.

116) s 19 (1) (aa) Criminal Code Act 1974.

117) パプアニューギニア独立国の刑事裁判制度について，See Powles, G. Papua New Guinea, In: Powles, *supra* note 23, at 340-342; Nonggorr, J., Papua New Guinea, In: Ntumy, *supra* note 23, at 215-219, 234-236.

あれば，死刑が言渡されるべきでない理由について何らかの事情を有しているか否かを犯罪者に尋問するか，犯罪者に対してかかる事情の有無を尋問するよう適切な官吏に指示し，尋問させることができる[118]。この尋問の結果を踏まえて，裁判所は，死刑の言渡しを回避することができる[119]。また，死刑の言渡しに代わって，死刑判決を記録に編綴するよう命じることができる[120]。死刑判決が記録に編綴された場合，当該記録は死刑判決が公開の裁判所において言渡されたのと同様の効果を有する[121]。このように，死刑判決を公開の法廷において言渡すことなく，死刑を確定させることができる方途が開かれている。パプアニューギニア憲法では，公開の法廷で判決を言渡すことが求められていないため，死刑判決を公開の法廷において言渡さなくとも合憲である。

パプアニューギニアにおいては，婚姻中の女性が作為又は不作為をその夫に現実に強要されており，その夫が犯行現場に立会っていた場合，当該女性は作為又は不作為について刑事責任を負わないのが原則であるとされているものの[122]，作為又は不作為が死刑を法定刑とする犯罪行為等に当たるときには刑事責任を免れない[123]。それゆえ，妻が夫に殺人を強要され，夫が犯行現場に立会っていても，妻が死刑を言渡される可能性がある。

死刑判決が女性に対して言渡された場合，当該女性は妊娠中であることを理由に執行を停止する命令を求めて申立てをなしうる[124]。この申立てがなされた場合，裁判所は，１人以上の医療者に対して一定の非公開の場所において一緒に又は引き続いて当該女性を検査し，その者が妊娠しているか否かを確認するよう宣誓させることを指示しなければならない[125]。医療者から，当該女性

118） s 598 (1) Criminal Code Act 1974.
119） s 598 (2) Criminal Code Act 1974.
120） s 598 (2), (3) Criminal Code Act 1974.
121） s 598 (4) Criminal Code Act 1974.
122） s 33 (1), (2) (a), (b) Criminal Code Act 1974.
123） s 33 (2) (c)–(e) Criminal Code Act 1974.
124） s 599 (1) Criminal Code Act 1974.
125） s 599 (2) Criminal Code Act 1974.

が妊娠しているようだと宣誓して証言がなされた場合，裁判所は，当該女性が胎児を出産するか，流産等で出産することがもはやありえなくなるまで判決の執行を延期するよう命じなければならない[126)]。

(3)　死刑執行に向けた手続

総督（Head of State）は，執行日時及び場所を指定する[127)]。

(4)　執　　　行

シェリフ（sheriff）又はシェリフによって任命されたシェリフの職員は，執行に立会わなければならない[128)]。非常勤の医官を含む矯正施設の責任者及び適切な官吏，立会いを希望する全ての裁判官，並びにシェリフ又はシェリフの職員が許可する警察職員は，執行に立会うことができる[129)]。

(5)　執行後の取扱い

医官は，「○○矯正施設の非常勤医官である私△△は，最近伝達されたように，国家裁判所によって有罪認定がなされ，死刑が適切に言渡された××の執行に本日立ち会ったことを証明するとともに，当該判決の実現のために××が死亡するまで絞首されたことをさらに証明する。（日付）（非常勤医官の署名）」との内容の証明書を作成し，署名する[130)]。

一方，執行に立会ったシェリフ又はシェリフの職員，矯正施設の責任者及び職員並びに警察職員は，「我々は，最近伝達されたように，国家裁判所によって有罪認定がなされ，死刑が適切に言渡された××に対する極刑が執行された際に本日立会ったこと及び当該判決の実現のために××が死亡するまで絞首されたことを宣言及び証言する。（立会人の署名）」との内容の宣言書（declara-

126）　s 599 (3) Criminal Code Act 1974.
127）　ss 597, 614 (2) Criminal Code Act 1974.
128）　s 614 (3) Criminal Code Act 1974.
129）　s 614 (4) Criminal Code Act 1974.
130）　s 614 (5) Criminal Code Act 1974.

tion）を作成し，署名する[131]。これらの宣言書を遺漏なく作成するため，執行に立会う全ての者は，執行が終了し，医官が上記の死亡確認の証明書に署名するまで，立会場所に留まらなければならない[132]。この宣言書に虚偽の内容を記載した場合，14年以下の拘禁刑が法定刑とされる犯罪となる[133]。

その後，シェリフ，シェリフの職員又はシェリフ代理のうち執行に立会った者のいずれかは，証明書及び宣言書を連邦裁判所の書記官に送付する[134]。これらの書類を受け取った同書記官は，裁判所の記録としてこれらの証明書及び宣言書を保管する[135]。その謄本は官報に二度掲載されることとなっている[136]。

被執行者の遺体は，助言に基づいて総督が指示する場所に埋葬されなければならない[137]。

⑹　死刑執行再開に向けた道程

パプアニューギニアでは，殺人等に対して，死刑判決が言渡されてきた。もっとも，執行についてはいくつかの規定があるものの，細部について定めた規則等はなく，執行が行なわれないままであった。

こうした中，2000年代になると，死刑執行再開に向けた動きが徐々に生じてくることとなった。１つの原因は治安の悪さであった[138]。パプアニューギニ

131）　s 614 ⑹ Criminal Code Act 1974.
132）　s 614 ⑸ Criminal Code Act 1974.
133）　s 195 Criminal Code Act 1974.
134）　s 614 ⑺ Criminal Code Act 1974.
135）　s 614 ⑺ Criminal Code Act 1974.
136）　s 614 ⑺ Criminal Code Act 1974.
137）　s 614 ⑻ Criminal Code Act 1974.
138）　熊谷圭知「パプアニューギニア　都市と犯罪」コミュニティ128号（2001）76頁以下，78-79頁，同「変わりゆく人びとの暮らしと国家――都市と村の間」田中辰夫編『パプアニューギニア――日本人が見た南太平洋の宝島――』（花伝社，2010）14頁以下，37頁。失業率が高いものの，貧富の格差が小さいにもかかわらず治安が悪い理由として，① 同郷者であるワントク（wantok）の結び付きが強い一方で，ワントク外の者に対して公共性という利害を共有するメンバーであるとの意識が薄いこと，② パプアニューギニアの都市はオーストラリアの都市をモデルに作られたものの，パプアニューギニアの人々には暮らしづらい上，インフォーマルセク↗

アにおいては，現金収入を求めて農村地域から首都ポートモレスビーをはじめとする都市部へ移動する人々が多いものの，都市部では就労が困難な状況が続いており，一部の無職者がピジン語でラスカル（raskal）と呼ばれる強盗となって治安を悪化させてきた139)。さらに，銃器を用いた部族間抗争やポートモレスビーでの暴動等も社会的緊張をもたらしている140)。とりわけ，女性の社会的地位が低いこととも相まって，女性の犯罪被害が目立っており，現在15歳以下の女性の50％が生涯の間に性的虐待を受け，70％は身体的虐待を受けるだろうと言われている141)。

もう１つは，呪術を使用したと疑われて女性が殺害される事件が続いたことであった。パプアニューギニアにおいては，非科学的ないわゆる迷信に属するような事柄が広く信じられる社会的基礎がある。例えば，2016年には，女性が蛇と結婚し，妊娠したという噂が広まり，警察が噂を広めた者を逮捕する用意があるとの声明を発表する事例が発生した142)。こうした中で最も影響力が強いのが呪術である。パプアニューギニアでは，今もなお呪術の効果が広く信じられ，呪術が用いられることが強く忌避されている上143)，1971年呪術法

↘ターが締め出されたり，夜間に公共交通機関が動いていなかったりすることなどから，犯罪が誘発されやすいことを挙げている。

139) マング・マング・ルウィンほか「パプアニューギニアの社会経済状況に関する研究――社会文化的および政治的側面に焦点をあてて――」海外事情研究40巻１号（2012）１頁以下，６－７頁，岩本洋光「首都ポートモレスビーの都市開発と部族抗争」丹羽典生ほか編『現代オセアニアの〈紛争〉――脱植民地期以降のフィールドから――』（昭和堂，2013）27頁以下，34-37頁。発生する犯罪の例を挙げたものとして，庄野護『パプアニューギニア断章』（南船北馬舎，2004）33-44頁。

140) 深川宏樹「パプアニューギニアにおける紛争の現状」丹羽ほか編・前掲注（139）18頁以下，21-22頁。

141) Bianca Hall, Australian pressure killed off PNG plans to reintroduce death penalty (4 March 2016), *The Sydney Morning Herald*. Available at : <http://www.smh.com.au/national/australian-pressure-killed-off-png-plans-to-reintroduce-death-penalty-20160304-gnarfy.html>.

142) PNG police move on rumour monger (21 October 2016), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/316237/png-police-move-on-rumour-monger>.

143) 庄野・前掲注（139）73-74頁。

(Sorcery Act 1971)[144] が一定の要件を満たす呪術の使用について犯罪として，５年以下の拘禁刑を法定刑としていた[145]。

2003年には，首都ポートモレスビーで呪術の使用を疑われた若い母親が殺害されて遺体を切断されるという事件が発生したことを受け，重大犯罪を抑止するための方策として，死刑執行再開が議会でも議論されることとなった[146]。この時期になると，死刑が殺人抑止の最も効果的な方法であると主張する知事も現れ，政治家の間でも死刑執行再開が支持を拡大することとなった[147]。こうした議論の中で，首相及び司法大臣は2004年までの死刑執行再開を目指すと言及することとなった[148]。司法大臣は死刑執行の調査のために，シンガポール，イギリス，アメリカへ赴いている[149]。

結局，このときには死刑執行再開が実現することはなかったものの，犯罪抑止を図るために死刑執行再開を主張する声はやまなかった。例えば，2004年には，ラバウル選挙区選出の国会議員が火器の不法な所持に対して法定刑に死刑を加えるべきであると主張した[150]。また，同年，全国女性評議会（National Council of Women）は，女性に対する暴力犯罪の増加に対してより重い刑罰や死刑の適用を求めた[151]。さらに，翌年には，キリスト教徒が多いパプア

144）No. 22 of 1971.

145）s 7 Sorcery Act 1971.

146）PNG MPs call for death penalty (18 September 2003), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/145334/png-mps-call-for-death-penalty>.

147）Ibid.

148）Ibid.

149）PNG justice minister under fire for death penalty research trip abroad (24 February 2005), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/153481/png-justice-minister-under-fire-for-death-penalty-research-trip-abroad>. この段階で５名が死刑判決を受けて収監中であった。

150）<PNG MP proposes death penalty for illegal firearm owners> (12 June 2004), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/149100/png-mp-proposes-death-penalty-for-illegal-firearm-owners>.

151）PNG group opposed to death penalty (20 august 2004), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/150276/png-group-↗

ニューギニアでの社会的地位の高い，高位の聖職者が銃器関連犯罪に対する死刑を求めた[152)]。同じ年，国会議員の１人が暴力事犯の抑止のために死刑を適用することを多くの人々が求めていることは疑いないと述べるなど[153)]，女性団体や聖職者を含めた多くの国民が凶悪事犯の抑止のために死刑執行再開を求める状況にあった。

もっとも，死刑執行再開への反対が全くなかったわけではない。2004年には，個人及び社会の権利擁護フォーラム（Individual and Community Right Advocacy Forum）が暴力事犯に対する死刑の適用に反対を表明している[154)]。また，同年，最高裁判所前長官（Chief Justice）は，捜査，公判，判決を通して正確な判断に至る十分な手続がとられていないことを指摘し，死刑判決を言渡すことすら不適切であると主張している[155)]。こうした反対がどの程度影響したのかは明らかではないものの，死刑執行再開に向けた動きは数年間停滞する。

事態が再び動き始めたのは，2009年である。同年，検事総長（Attoney-general）[156)] が死刑執行再開に向けて執行の細部を定める規則を制定する意向を示した[157)]。同時に，執行方法として薬物殺の導入についても検討している

↘opposed-to-death-penalty>.

152）PNG church backs calls for death penalty for gun criminals (7 April 2005), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/154320/png-church-backs-calls-for-death-penalty-for-gun-criminals>.

153）PNG justice minister under fire for death penalty research trip abroad (24 February 2005), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/153481/png-justice-minister-under-fire-for-death-penalty-research-trip-abroad>.

154）PNG group opposed to death penalty (20 august 2004), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/150276/png-group-opposed-to-death-penalty>. 犯罪抑止のために，教育と伝統的な価値観への回帰を求めた。

155）PNG courts not fit to handle death penalty cases, says judge (30 September 2004), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/150945/png-courts-not-fit-to-handle-death-penalty-cases,-says-judge>.

156）Attorney-General Act 1989 (No. 17 of 1989).

157）PNG working on death penalty rules (8 July 2009), *PACNEWS*. Available at : <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=13762327064↗

としたのである[158]。翌年，検事総長は，絞首刑の執行準備に100万キナ（約4000万円），薬物殺の執行準備に200万キナ（約8000万円）を要すると議会で答弁した[159]。その上で，2005年に絞首刑が残虐で非人道的であるとして絞首刑の執行を延期したことを指摘し，絞首刑の執行が困難であることを示唆した[160]。

こうした動きに対し，アムネスティ・インターナショナル等の人権擁護団体が死刑再開に反対する書簡を政府に送付している[161]。

しかし，死刑執行再開を求める声はやまなかった。2011年には，モロベ（Morobe）州知事が観光促進のために治安を維持する必要があるとして，死刑再開を求めた[162]。同じ年には，2007年にボート内で８人を殺害した５人の被告人に対して死刑が言渡されるなど[163]，重大事件に対する死刑適用が続いていたのである。

2013年になると，司法大臣兼検事総長は，激増する犯罪を抑止するためとして，死刑執行を再開する意向を改めて示した[164]。そして，死刑執行再開に反対するのであれば，法と秩序の問題を収束させるためのよりよい選択肢を提示

↘a53ddb46c0f20f99fd9>.

158） Ibid.

159） Death penalty will cost PNG K1-2 million (23 November 2012), *PACNEWS*. Available at: <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=116608851950aee3865de4e52f71b1>.

160） Ibid.

161） Rights groups reject death penalty call in PNG (17 July 2009), *PACNEWS*. Available at: <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=15605257974a6000f1bad586311270>.

162） Execute death penalty in PNG: Wenge (12 May 2011), *PACNEWS*. Available at: <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=12001413744dcb2eb6e806a78032e5>.

163） PNG court sentences five men to death for murder (15 July 2011), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/198363/png-court-sentences-five-men-to-death-for-murder>.

164） Death penalty to be implemented in PNG soon: AG (7 January 2013), *PACNEWS*. Available at: <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=76724192850ea2a9706cf0cbce82a7>.

すべきであるとし，死刑再開に反対するのは外国人ばかりであって，パプアニューギニア人から反対の声を聞いていないと述べるなど，強硬な姿勢を示し始める[165)]。その後，司法大臣兼検事総長は，ホワイトカラー犯罪の法定刑に死刑を規定すべきだとするなど，厳罰化を強く打ち出していった[166)]。

こうした中，2013年2月に，衆人環視の中，子どもがいる20歳の女性が呪術の使用を疑われて全裸にされ，拷問された上，生きたまま焼き殺されるという事件が発生した[167)]。さらに，同年4月には，子どもがいる別の20歳の女性が同じく呪術の使用を疑われて腕を傷付けられた上で殺害されているのが発見された[168)]。これらの事件を受けて，死刑執行再開の世論が一気に高まり，政府が死刑執行再開に向けて動いていくこととなった[169)]。司法大臣兼検事総長は，最近数か月の間に人権擁護団体を含む世界中の100の個人や団体から女性に対する犯罪への行動を求める請願を受け取っているとし[170)]，女性に対する重大犯罪に対して死刑を求める申立てが全世界から寄せられていると述べた[171)]。

165） Rise in criminal activities force PNG AG to implement death penalty (24 January 2013), *PACNEWS*. Available at : <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=18383177335100a573254eebec8e7e>.

166） White collar criminals should get death penalty : PNG Attorney General (18 March 2013), *PACNEWS*. Available at : <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=5635312745146ad30545724c1de2fa>.

167） Sorcery killings fuel PNG death penalty debate (29 April 2013), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/211801/sorcery-killings-fuel-png-death-penalty-debate>.

168） Ibid.

169） Backing for death penalty in PNG (9 April 2013), *PACNEWS*. Available at : <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=33806234851639d3025d7b22c44012> ; Sorcery killings fuel PNG death penalty debate, *RNZ, supra* note 167.

170） PNG Govt for death penalty (29 April 2013), *PACNEWS*. Available at : <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=1548936511517e0b9cba70d8490038>.

171） PNG considers death penalty for serious violence cases (26 April 2013), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/211748/png-considers-death-penalty-for-serious-violence-cases>.

また，強姦や呪術に関連する暴力事犯，特に殺人に死刑が適用される可能性を示唆した[172)]。さらに，司法大臣兼検事総長は執行方法を変更することを示唆した[173)]。すなわち，絞首刑は海賊風の執行方法であって，パプアニューギニアでその数年前に行なわれた研究において暴力的で過酷だと判明していることから，教会を含む社会の反発が大きく，不適切であることを示唆した[174)]。絞首刑に否定的な見方を示すこの発言は，絞首刑以外の執行方法を提示する法改正につながっていく。

呪術の使用を疑われて女性が殺害される１つの大きな原因となっていたのは，前述のように，一定の要件を満たす呪術を処罰する1971年呪術法であった。司法大臣兼検事総長は，1971年呪術法を廃止する勧告を憲法的法改革委員会（Constitutional Law Reform Commission）が行うことを明らかにした[175)]。この後，1971年呪術法の廃止と死刑執行再開がセットで語られるようになっていく。

このような死刑執行再開に対して，カトリック教会の聖職者は，「反射行動」にすぎないと批判するとともに，今回もまた，暴力事犯の抑止につながらず，メラネシアの伝統的な復讐を強化するだけだとして反対した[176)]。また，前検

172） Ibid.

173） Opposition wants PNG government to act fast on death penalty (1 May 2013), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/211845/opposition-wants-png-government-to-act-fast-on-death-penalty>.

174） Death by hanging not an option-Kua (8 May 2013), *PACNEWS*. Available at : <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=11110639585189adbebea7e322131e>.

175） Ibid.

176） Sorcery killings fuel PNG death penalty debate (29 April 2013), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/211801/sorcery-killings-fuel-png-death-penalty-debate> ; PNG Govt for death penalty (29 April 2013), *PACNEWS*. Available at : <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=1548936511517e0b9cba70d8490038>. カトリック教会は死刑の代替策として終身刑を活用することを主張した。Catholic Church says no to death penalty (2 May 2013), *PACNEWS*. Available at : <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=152514407251820fd85f1de58d87ee>.

事総長は，犯罪捜査や刑事手続が適切でなく，弁護人等刑事司法に関わる専門職の能力に多くの問題が存在する上，陪審を利用することが認められておらず，裁判官が死刑事件であっても単独で審理することになっていると指摘し，刑事司法が死刑事件を扱うのに十分でないと述べた[177)]。

しかし，このような批判は，死刑執行再開に向けた動きを押し留めることができなかった。５月に入ると，オニール（O'Neill）首相は，法と秩序の問題に対する戦争を宣言するとともに[178)]，女性に対する暴力が渦巻く状況について謝罪し，刑罰をタフにすることを誓った[179)]。野党も政府の死刑執行再開を支持し，速やかに再開するよう求めた[180)]。また，野党の副党首は執行方法として銃殺が望ましいと述べた[181)]。

パプアニューギニアの元宗主国であり，現在に至るまで最大の援助国であるオーストラリアのギラード首相（当時）は，パプアニューギニアの死刑執行再開に反対を表明した。しかし，パプアニューギニアが死刑執行を再開したとしても，オーストラリアが援助を打ち切ったり，減額したりすることがないことを示唆した[182)]。オーストラリアによるパプアニューギニアに対する援助額は

177） Doubts over PNG judicial system's ability to handle death penalty, *RNZ, supra* note 112.

178） PNG Prime Minister declares "war on crime" (1 May 2013), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/211871/png-prime-minister-declares-war-on-crime>; PM declares war on crime (1 May 2013), *PACNEWS*. Available at: <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=3549177475180a4c7400c363b88203>.

179） Papua New Guinea PM apologises for violence against women (16 May 2013), *PACNEWS*. Available at: <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=43307587051943a9135528ea6bc60c>.

180） Opposition wants PNG government to act fast on death penalty (1 May 2013), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/211845/opposition-wants-png-government-to-act-fast-on-death-penalty>.

181） Death by hanging not an option-Kua (8 May 2013), *PACNEWS*. Available at: <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=11110639585189adbebea7e322131e>.

182） Australia's PM says her country opposed to death penalty (14 May 2013), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/212144/↗

年間４億米ドルを超えており，その影響力は相当大きい。そのオーストラリアが死刑執行再開に反対したものの，援助に変更がないとされたことで，死刑執行再開に向けた法改正がいよいよ現実のものとなっていく。ついに，刑法典（修正）法案（Criminal Code (Amendment) Act Bill）と呪術（廃止）法案（The Sorcery (Repeal) Act Bill）の２つの法案が上程されたのである。

同年５月下旬，２つの法案の審議は大詰めを迎えた。議員の１人は，刑法典（修正）法案に対して，カトリック教会が指摘してきたように「反射行動」にすぎないと反対した。しかし，同法案に反対であった議員は，２名に過ぎず[183]，２つの法案は可決され，2013年刑法典（修正）法（Criminal Code (Amendment) Act 2013）[184]と2013年呪術（廃止）法（The Sorcery (Repeal) Act 2013）[185]が成立した。

⑺　2013年に成立した２つの法律

2013年５月に成立した2013年呪術（廃止）法は，1971年呪術法を廃止し，呪術を用いることを非犯罪化した。

2013年刑法典（修正）法は，呪術を使用したとしてなされた殺害を殺人として扱うことを明確にした[186]。これにより，呪術を使用したとして女性を殺害すれば，法定刑が死刑である殺人罪として処罰されることとなった。また，加重強姦（aggravated rape）の犯罪類型を新設し，その法定刑を死刑と規定し

↘australia's-pm-says-her-country-opposed-to-death-penalty>.

183）　MPs : Death penalty not the answer (29 May 2013), *PACNEWS*. Available at : <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=67041883451a5960459ee21d70343d>.

184）　No. 6 of 2013. PNG parliament passes tough new measures against crime (28 May 2013), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/212493/png-parliament-passes-tough-new-measures-against-crime> ; Papua New Guinea parliament repeals Sorcery Act, reinstates execution (30 May 2013), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/212545/papua-new-guinea-parliament-repeals-sorcery-act,-reinstates-execution>.

185）　No. 7 of 2013.

186）　s 2 Criminal Code (Amendment) Act 2013 ; s 299A Criminal Code Act 1974.

た[187]。これにより，死刑を法定刑とする犯罪類型が増加することとなった。

さらに，死刑の執行方法が，従来の(a) 被執行者が死亡するまで絞首する方法のみから，(b) 被執行者に麻酔剤を投与した後，致死注射を行なう方法，(c) 被執行者に麻酔剤を投与するとともに，酸素を除去することによって被執行者に医療的な死をもたらす方法，(d) 被執行者を銃で射撃して死をもたらす方法，(e) 被執行者に電気椅子で電流を流して死をもたらす方法の計５種類に増やされた[188]。そして，全大臣が構成員となる国家行政評議会（National Executive Council）[189] の助言に基づいて，総督によって決定された方法によって執行されるとされた[190]。

このように，新たに成立した２つの法律は，① これまで処罰の対象としてきた呪術を用いることを非犯罪化することで，呪術を用いることを公的な非難の対象から外すとともに，② 呪術を用いたとして殺害した場合，殺人罪として死刑を賦科することを原則とすることを明らかにし，③ 加重強姦等の新たな犯罪類型を創設し，④ 死刑執行の再開に向けて，執りうる執行方法のメニューを増やして死刑執行再開を具体化することで，呪術を用いたとして殺害することや女性に対する性犯罪を防止しようとした。

(8) 立法後の反応

死刑執行再開を目指した法案が可決されたことに対して，カトリック教会は反発した[191]。カトリック聖職者会議は，死刑に関する議論が無視されたことに対して強い憤りを示し，政府や議会を非難した。ソロモン諸島の神父でもある同会議の事務局長は，死刑が強姦，魔術犯罪，謀殺の防止のための解決策に

187） s 3 Criminal Code (Amendment) Act 2013 ; s 347C Criminal Code Act 1974.
188） s 9 Criminal Code (Amendment) Act 2013 ; s 614 Criminal Code Act 1974.
189） Art 149 Constitution of the Independent State of Papua New Guinea.
190） s 9 Criminal Code (Amendment) Act 2013 ; s 614 Criminal Code Act 1974.
191） Catholic Bishops in PNG and Solomons criticise death penalty decision (30 May 2013), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/212529/catholic-bishops-in-png-and-solomons-criticise-death-penalty-decision>.

なることはないと述べた。

また，最高裁判所前長官は，法的な問題点を指摘した。前長官は，今般の法改正が憲法上の問題を孕んでいることを指摘した[192)]。具体的には，死刑執行方法の選択を内閣に認めている点を問題視し，違和感がある（strange）と述べた[193)]。

国際的にも批判がなされた。EU は，長らく続いたモラトリアムが破られることを深く憂慮し，死刑廃止を是とする世界的な傾向と相容れないとした[194)]。国連も EU 同様，人権に対する大きな逆行であると非難した[195)] 。

このような批判にもかかわらず，死刑執行再開に向けた準備は着々と進められた。政府は，法改正の前年にアメリカに人員を派遣して刑場を調査しており，それを踏まえて，首都ポートモレスビーにあるパプアニューギニア最大の刑事施設であるボマナ刑務所（Bomana Prison）に刑場の建設を開始した[196)]。この刑場は，執行方法が複数規定されたことを受けて，絞首刑用が１つ，銃殺用が１つ，薬物殺用が２つ設置されることとなった[197)]。

192） Revived PNG death penalty open to constitutional challenge (30 May 2013), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/212551/revived-png-death-penalty-open-to-constitutional-challenge>.

193） Former PNG Chief Justice describes dealth penalty law as strange (31 May 2013), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/212559/former-png-chief-justice-describes-dealth-penalty-law-as-strange>.

194） EU urges PNG to keep moratorium on death penalty (4 June 2013), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/212647/eu-urges-png-to-keep-moratorium-on-death-penalty>.

195） UN, EU condemn PNG death penalty (5 June 2013), *RNZ*. Available at: <http://www. radionz. co. nz/international/pacific-news/212650/un, -eu-condemn- png-death-penalty>.

196） PNG's Bomana Prison to host execution facilities (16 October 2013), *PACNEWS*. Available at: <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=955518699525dc828809c4fd11e02a>; PNG's government adamant on death penalty implementation (6 February 2015), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/265458/png's-government-adamant-on-death-penalty-implementation>.

197） Ibid.

このように刑場が整えられていく一方で，実施される執行方法はなかなか決まらなかった。執行方法の選択は，憲法的法改革委員会が検討を行なっていた[198)]。司法大臣兼検事総長によれば，国民の感覚や利用できる設備等のほか，人間の尊厳を維持する最も人道的な方法を用いる必要性を踏まえて執行方法が選択されるとのことであった[199)]。2014年１月には，司法大臣兼検事総長が当時死刑が確定していた13人の死刑執行については，執行方法について結論が得られた後となるため，同年後半になると述べていた[200)]。同年10月になると，司法大臣兼検事総長は，執行方法の選択肢として，絞首刑，電気椅子，銃殺を挙げ，間もなく執行方法を決定するとした[201)]。その際，マレーシアとインドネシアから死刑執行再開のための法的及び行政的な仕組みを仕上げるために助力を得ているとしていた[202)]。この段階で薬物殺が除外されたことには理由があった。死刑廃止運動の影響を受け，薬物殺に必要な薬物を死刑執行のために輸入することができなくなっていたためである[203)]。結局，2014年中に実施さ

198）　Executions will happen this year: PNG Justice Minister (28 January 2014), *RNZ*.　Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/234506/executions-will-happen-this-year-png-justice-minister>.

199）　Death penalty policies being drawn up in PNG (14 April 2014), *RNZ*.　Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/241647/death-penalty-policies-being-drawn-up-in-png>.

200）　Justice Minister says PNG needs to give death penalty a go (29 January 2014), *RNZ*.　Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/234558/justice-minister-says-png-needs-to-give-death-penalty-a-go >; Executions will happen this year: PNG Justice Minister (28 January 2014), *RNZ*.　Available at: <http: //www. radionz. co. nz/international/pacific-news/234506/executions-will-happen-this-year-png-justice-minister>.

201）　State eyes execution method (9 October 2014), *PACNEWS*.　Available at: <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=1977508485543687ac4c4dcc42efa0>.

202）　Ibid.

203）　PNG rules out lethal injection in hunt for execution method (13 October 2014), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/256683/png-rules-out-lethal-injection-in-hunt-for-execution-method>; UN again raises concerns over PNG death penalty plan (13 October 2014), *RNZ*.　Available at: ↗

れる執行方法は決まらず，2015年２月には，司法大臣兼検事総長が13人の死刑確定者に対する死刑執行が今年中に実施されるだろうと述べるに至っている[204)]。そして，インドネシアから銃殺，タイから絞首刑についての助言と技術的な援助を得ようとしているとのことであった[205)]。

このように，死刑執行再開に向けて必要となる執行方法の選定はなかなか完了しなかった。もっとも，司法大臣兼検事総長は，死刑執行がありうるということ自体が暴力犯罪の発生率に影響を及ぼしつつあると確信していると述べるなど[206)]，犯罪抑止に役立っているとしていた[207)]。

とは言え，犯罪者に厳しい態度で臨もうとする姿勢が実務に直ちに浸透したわけではないようである。2014年３月には，司法大臣兼検事総長は，治安判事会議において，官僚の作業が遅いために，タフでない，抑止に役立たない古い法律をなお適用することになっていると批判している[208)]。

↘<http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/256788/un-again-raises-concerns-over-png-death-penalty-plan>. アメリカの状況については，拙稿「Glossip v. Gross, 135 S. Ct. 2726（2015）――薬物注射による死刑執行において，バルビツール等に代わる薬物であるミダゾラムを使用することは合衆国憲法第８修正の禁じる残虐で尋常でない刑罰に当たらない」アメリカ法2016-１号（2016）184頁以下，184頁参照。

204） PNG's government adamant on death penalty implementation (6 February 2015), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/265458/png's-government-adamant-on-death-penalty-implementation>.

205） PNG seeks outside help on death penalty (9 February 2015), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/265674/png-seeks-outside-help-on-death-penalty>.

206） Executions will happen this year: PNG Justice Minister (28 January 2014), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/234506/executions-will-happen-this-year-png-justice-minister>. 反対論があることも承知しているとしていた。

207） Death penalty policies being drawn up in PNG (14 April 2014), *RNZ*. Available at: http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/241647/death-penalty-policies-being-drawn-up-in-png.

208） Bureaucracy delays PNG's tough new laws - Justice Minister (6 March 2014), *RNZ*. Available at: <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/238142/bureaucracy-delays-png's-tough-new-laws-justice-minister>. PNG crime ↗

結局，国家行政評議会において，薬物殺，銃殺，絞首刑が執行方法として承認されたのであった[209]。

⑼　死刑執行再開の再検討

しかし，このような状況は2015年３月に一変する。きっかけは，インドネシアがオーストラリアの薬物犯罪者２名に対して死刑を執行したことであった[210]。パプアニューギニアのオニール首相は，インドネシアによる死刑執行に対して批判が集まっていることを受けて，死刑執行再開について再検討することを示唆したのである[211]。同首相は，パプアニューギニア政府内で死刑の諸論点について議論を始めており，いくつかの見直しの必要があるかもしれないと述べた[212]。その理由として，主要な犯罪の発生率が約50％低下し，法と秩序が回復しつつあることを挙げた[213]。その後，同首相は，死刑が犯罪問題の解決に真に資するものではないとする教会，NGO，大衆の批判を受けて，死刑についてしっかりと再考すると述べ[214]，再検討を始めるに至ってい

↘agencies told to enforce new penalties (23 April 2014), *RNZ*. Available at : <http://www. radionz. co. nz/international/pacific-news/242370/png-crime-agencies-told-to-enforce-new-penalties>. 陪審制度を導入する可能性にも言及している。

209）　PNG to review death penalty, Indonesian President to meet govt and business leaders (10 May 2015), *PACNEWS*. Available at : <http://www.pina.com.fj/index.php?p=PACNEWS&m=read&o=101034564555006974b96c13eaabdd>.

210）　Wary of backlash, PNG signals death penalty rethink (12 March 2015), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/268534/wary-of-backlash,-png-signals-death-penalty-rethink>.

211）　Ibid ; PNG to review death penalty, Indonesian President to meet govt and business leaders, *PACNEWS, supra* note 209 ; PNG confirms death penalty is ‘under review’ (18 May 2015), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/273937/png-confirms-death-penalty-is-‘under-review’>.

212）　Wary of backlash, PNG signals death penalty rethink (12 March 2015), *RNZ*. Available at : <http: //www. radionz. co. nz/international/pacific-news/268534/wary-of-backlash,-png-signals-death-penalty-rethink>.

213）　Ibid.

214）　PNG ‘seriously reconsidering’ death penalty (18 May 2015), *RNZ*. Available ↗

る[215)]。

とは言え，死刑執行再開が直ちに断念されたわけではなかった。2015年５月に国連のパプアニューギニア駐在コーディネーターが死刑執行再開の再検討について予断を許さないと述べていたところ，2016年になると死刑執行再開の議論が再び力を持ってきている[216)]。2016年１月には，３人の男性によって，アメリカ人女性とイギリス人男性が性的暴行や暴行を加えられた上，金品が奪われる事件が発生したことをきっかけに，死刑執行を再開すべきとする論調が再び強まるなどしている[217)]。同年２月には，検事総長が同年末までの執行可能性を示唆している[218)]。また，同年５月には，パプアニューギニアの国連大使が死刑執行再開を押し止めようとする国際社会の圧力に死刑執行再開に向けた動きが揺るがされるものではないとした[219)]。同年８月には，呪術を用いたとされて殺害されそうになった女性が警察によって救出される事件が発生した[220)]。また，同年10月には，呪術を用いたとされたことを理由にしたと思わ

↘at : http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/273951/png-‘seriously-reconsidering’-death-penalty.

215) PNG reconsiders death penalty position (15 October 2015), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/287050/png-reconsiders-death-penalty-position>.

216) UN draws attention to death penalty law in Pacific nations (15 October 2015), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/286606/un-draws-attention-to-death-penalty-law-in-pacific-nations>.

217) Argumants for death penalty in PNG revived (15 January 2016), ABC. Available at : <http://www.abc.net.au/news/2016-01-15/arguments-for-death-penalty-in-png-revived/7090620>.

218) Death penalty reintroduction shelved in Papua New Guinea (23 February 2016), ABC. Available at : <http://www.abc.net.au/news/2016-02-23/death-penalty-reintroduction-shelved-in-papua-new/7191788>.

219) Death penalty, Manus, criticised at PNG human rights review (7 May 2016), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/303294/death-penalty,-manus,-criticised-at-png-human-rights-review>.

220) PNG police save sorcery victim from ‘certain death’ (13 August 2016), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/310894/png-police-save-sorcery-victim-from-‘certain-death’>.

れる殺人事件が発生してするなど[221]，死刑執行再開の要因となった呪術を用いたとされる者に対する殺人事件がなくなったわけではない。

もっとも，死刑執行再開に向けた動きはかつてよりも相当小さくなったと言わざるを得ない。自国民がインドネシアで死刑を執行されたオーストラリアは，パプアニューギニアに執行を再開しないよう圧力をかけているとされ，オニール首相もそのことを認めている[222]。2013年当時に死刑執行再開に反対したものの，圧力をかけることがなかったオーストラリアは，自国民が執行されたことを受けて，パプアニューギニアの死刑執行再開を阻止するべく方針を転換したものと思われる。同首相らは死刑が女性に対する犯罪を抑止できないという考えを受け入れ始めたとされる[223]。野党の党首代理は，抑止効果について肯定しながらも，有権者の意向であるとして，死刑執行再開に反対するようになった[224]。このような状況を受けて，憲法的法改革委員会から死刑を削除すべきとする報告書が提出される見込みであるとされる[225]。2017年２月には，殺人等で起訴されたオーストラリア人がタイで死刑の言渡しを受けており[226]，オーストラリアからの圧力が小さくなるような状況にはない。

今後，死刑執行再開に向けた具体的な動きが生じるのか否か，注視していく必要がある。

221）　PNG police seek suspect in sorcery-related murder (13 October 2016), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/315575/png-police-seek-suspect-in-sorcery-related-murder>.

222）　Hall, B., Australian pressure killed off PNG plans to reintroduce death penalty (4 March 2016), The Sydney Morning Herald. Available at : <http://www.smh.com.au/national/australian-pressure-killed-off-png-plans-to-reintroduce-death-penalty-20160304-gnarfy.html>.

223）　Ibid.

224）　PNG deputy opposition leader stands against death penalty (31 May 2016), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/305265/png-deputy-opposition-leader-stands-against-death-penalty>.

225）　Hall, *supra* note 222.

226）　Death penalty for Thai murder (7 February 2017), *RNZ*. Available at : <http://www.radionz.co.nz/news/world/324005/death-penalty-for-thai-murder>.

⑽ 死刑を取り巻く状況

最後に，パプアニューギニアにおける死刑を取り巻く状況について整理しておくこととしたい。

パプアニューギニアにおいては，呪術を用いたとされる女性に対する殺人をはじめとする治安の悪化に対して，犯罪を抑止しようと死刑執行再開に向けて法改正がなされた。この動きに待ったをかけたのは，オーストラリア人がインドネシアで死刑を執行されるという出来事であった。

パプアニューギニアにおいては，今もなお，死刑執行再開について，対立が見られる。しかし，死刑執行再開を主張する論者も，死刑執行再開に反対する論者も，ある共通の理解を当然の前提としている。それは，死刑執行のために死刑執行に係る細部の規定が必要であるとの理解である。1991年に死刑が再度規定された後に死刑執行が控えられてきた１つの理由は，死刑執行に係る細部の規定がなかったためであった。2013年に死刑の執行方法が５種類に増やされた後も，それぞれの執行方法に係る細部の規定を直ちに用意することができなかったため，死刑を執行してこなかったのである。

死刑執行に係る細部の規定がない以上，執行を控えるのは，本来，至極当然のことである。しかし，日本の死刑執行においてはそうではない。

我が国においては，絞首刑の執行について，刑法，刑事訴訟法，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に若干の規定があるものの，執行のための設備，器具，執行及びその前後の手順並びに執行に直接関与する人員の配置に関する具体的な事項は，法律にも，さらには規則や命令にも全く規定されていない[227]。執行のための設備及び器具並びに執行の手順について絞罪器械図式（明治６年太政官布告第65号）が規定しているものの，この図式は太政官布告であって，法律ではない。判例上，法律と同じ効力を有するとされているものの[228]，

227） 詳しい状況については，拙稿「死刑執行始末書の分析――絞首刑の実態に迫る――」川端博ほか編『理論刑法学の探究 第９号』（2016，成文堂）49頁以下，52-53頁参照。

228） 最大判昭36年７月19日刑集15巻７号1106頁。

規定された設備及び器具は，法律等によらずして変更されている[229)]。執行の手順については，規定すらない。最近になって，「生命を奪う究極の刑である死刑の執行方法について，今もなお，140年も前の明治６年に太政官布告として制定され，執行の現状とも細部とはいえ数多くの点で食い違いが生じている明治６年太政官布告に依拠し，新たな法整備をしないまま放置し続けていることは，……昭和36年最高裁判決が，死刑の執行方法は法律事項であると判示した趣旨にも鑑みると，立法政策として決して望ましいものではない」[230)] とする裁判例が現れるなど，死刑執行に係る細部の規定がないことに対する問題意識が判例上もようやく認知されるようになってきたに留まる。

死刑を存置する以上，いかなる執行方法であろうとも，その正統性／正当性を維持するために，執行の具体的事項について法律で詳細に規定すべきであり，規定なければ，執行はできないと考えるべきである。規定なき以上，執行を控えるというパプアニューギニアの取扱いが異例なのではない。規定もないのに執行を強行している日本の状況こそが異常なのである。

229)　大阪高判平25年７月31日判タ1417号174頁。
230)　大阪高判平25年７月31日・前掲注(229)。